

平成27年度第1回東庄町総合教育会議（議事録）

1. 開催日時 平成27年6月12日  
開会：午前10時00分 閉会：午前10時40分
2. 開催場所 東庄町役場 会議室2
3. 議 題  
(1) 東庄町総合教育会議の運営について  
(2) 大綱の策定について  
(3) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について意見交換
4. 出席者  
東庄町長 岩田 利雄  
教育委員会  
教育長職務代理人 林 英伸  
委員 多田 和代  
委員 小林 衛治  
委員 向後 元道  
事務局 総務課長 金島 正好、総務課主幹 向後喜一郎
5. 傍聴者 4名
6. 議事の経過 別紙のとおり

金島総務課長 ただいまから東庄町総合教育会議を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。開会に当たりまして岩田町長よりご挨拶を申し上げます。

岩田町長 本日は第1回目の総合教育会議ということで参集いただき、誠にありがとうございます。この総合教育会議の目的は、子供たちのための教育行政を推進していくことにあると考えております。この会議が、本町教育の推進、そして、教育のまちづくりの第1歩となることをご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日は大変ご苦労様です。

金島総務課長 ありがとうございます。それでは、早速議事に入りたいと思っております。議事進行は町長にお願いいたします。

岩田町長 それでは議題の1であります「東庄町総合教育会議の運営について」を議題とします。それでは、事務局より会議の運営について説明をお願いします。

向後総務課主幹 それでは、総合教育会議の概要について説明させていただき、会議運営要綱の案について説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。総合教育会議の設置は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、規定されているところでございます。会議の概要ということで、大きく1, 2, 3と記載しております。会議の設置、構成員等ですが、地方公共団体の長は「総合教育会議」を設ける、ということで、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置されることになりました。また、構成員は首長と教育委員会となります。3番目に、会議の招集は、首長、つまり町長が招集いたします。また、教育委員会が協議を必要と考える場合は、町長に招集を求めることができるとされています。

次に、会議における協議・調整事項ですが、1つ目に、大綱の策定に関する協議。2つ目に、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議。

本日は、この2つの事項についての協議・意見交換ということで、議題2と議題3で予定されているところであります。そして、3つ目に、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議。

以上の3項目が、会議で協議・調整事項となります。これは、先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されているところでございますが、4ページ目に条項を抜粋したものを最後に添付しておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

次に2ページ、運営要綱案をお願いいたします。この要綱は、法第1条の4第9項により、この会議の運営について必要な事項を定めるものであります。先

ほど申しあげました4ページの総合教育会議、第1条の4第9項により、この総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定めるという条項に基づき規定したものであります。では、要綱案の内容について申しあげます。第2条では会議の招集について、第3条では、会議の議長は町長が務める旨規定しています。

第4条は、会議は公開とし、町長と教育委員会の合意により非公開とすることができる場合を定めております。非公開とすることとできる場合は、1つ目として非開示情報が含まれる事項について協議・調整を行う場合。具体的には、いじめなどの事件が起きた場合にする協議など、非開示情報が含まれる場合、会議を非公開とすることが出来るということになります。

2つ目に、会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合。これは意思決定がまだされていない事項で、会議の内容が独り歩きしてしまうことによって公益に支障が生ずるような場合。この場合には会議を非公開とすることが出来る。こういったことを定めているところであります。第5条は、会議終了後、会議の合意により一部又は全部を公開しないとした場合を除いて、速やかに議事録を作成し、公表するものとしております。第6条は、事務局を総務課に置くこととしております。第7条は、その他、必要なことは、会議に諮って決定するとしております。

最後に、本要綱は、この会議で、決定いただけますと、本日から施行することとしております。よろしく願いいたします。

岩田町長 説明が終わりました。ご質問やご意見がありましたら、お願いします。ご異議がないようですので、運営要綱は、この会議の中で定めることとなっていますので、この案の通りでよろしいかお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、案の通り決定いたします。

次に、「大綱の策定について」を議題にしたいと思います。事務局の説明をお願いします。

向後総務課主幹 ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項により、地方公共団体の長は、教育の大綱を策定することとされております。また、先ほど、ご説明しましたとおり、大綱の策定は、総合教育会議の協議・調整事項の一つとなっております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

岩田町長 それでは、最初に、教育委員会制度が改正され、教育に関する首長の関与が強められたわけですが、これについて、私の考えを皆様にお伝えしたいと思います。私は、教科書の採択や、教職員の人事配置について、今までと同じように、関与する考えはございません。教育委員会におかれましては、これまでと変わりなく、子供たちの教育のため、適正な判断、適正な人事配置

に努めていただきたいと考えております。

教育の大綱につきましては、この考えのもとに、平成29年度からの総合計画と整合させ、策定してまいりたいと考えております。大綱の策定につきまして、ご意見がございましたら、お願いいたします。

小林委員 町長から話がありましたけども、これは基本的な事項で大綱の策定の中で書かれておりますので私も町長が関与されないほうが良いかと思いません。そういう方針でやってもらいたいと思います。

岩田町長 他にございませんか。

教育長職務代理者 詳細についてはこの会議を通じて詰められていくかと思っております。町長がおっしゃっていただいたように本枠をまず今回はベースをしっかりと示していただいたということで私として異論等はございません。

岩田町長 次に本日の議題の3、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての意見交換を議題とします。事務局の説明をお願いします。

向後総務課主幹 総合教育会議の協議・調整事項の一つであります教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、意見交換をお願いするものです。よろしくお願いいたします。

岩田町長 それでは、まず小学校の統廃合の件でございますが、皆様方のご協力により、また住民の方に適切な説明をしていただいたことにより概ね方向が定まっているのかなと考えております。平成32年を目途に小学校を統廃合するとしていますが、私の個人的な考えを申しますと、もう少し早めることもできないのかなという思いがいたします。今、国はめまぐるしい勢いで教育の制度改正をしています。いろいろな方向付けで、地域のもっている力を発揮して、大きく変えてほしいというのが国の考え方と聞いております。期待している町民も多いということも含めて、5年先を目途としているが、出来ればもう少しスピードを実施出来たらいいなと考えます。子供たちは毎年学年が変わっていきます。私はこの町の学校の耐震補強をした時に、中学校を含め6年かかるだろうという意見がありました。安心、安全のために子供たちのためにすることなので、6校ありますが、やる気があればもう年数が少し早まらないかということで始めました。この事業は、当時教育委員会が必死に陳情したり、いろいろな方をお願いしまして、3年で耐震改修を6校終えたという例があります。ですから、そういうことを考えれば教育の現場というのは、子供たちは毎年学年が上がっていく、新しい子供たちを迎える、卒業生を送るということでもありますから、そういう方向が決まればスピードをもって出来る限り努力をしていきたいと思っております。そういうわけで統廃合は東庄町に住む子供たちは、同じ教育を同じ現場で受けられるというのは幸せなことなのではと思っております。仕事はスピードということでお願い申し上げたいと思っております。みなさま

からご意見等ございましたらお願いします。

向後委員 今町長がお話ししました統廃合が少しでも早くと意見に私も大賛成です。条件、環境が整えば1年でも早く統廃合が進むのではないかと私自身も思ってるので、ぜひそういう方向でお願いしたいなと思います。

林教育長職務代理者 今町長がおっしゃたように学校の統廃合をなるべく早めにとということで、1つの考え方として子供たちに教育環境を整えたいとの考えもわかります。今までの教育委員会で検討していた経緯というのは、町長がおっしゃるように教育委員会が予算を持っていないこともあります中で、教室の数というのが現行の小学校を活かそうとすると、増改築が発生してくる。増改築を全体としてお認めいただければ、もちろんそういう方向性もある。ただ、その中で我々としても町長がおっしゃられたこの町にふさわしい教育、どういう方向性を、将来持っていくのかといったときに、統合を先に決めてしまって、次の段階も含めまして新たな児童福祉の教育をどうするかとしたときに、またもう一度サイコロを振りなおさないといけなくなってしまうと、そういった懸念になった関係で5年というスパンを出させていただいたというのが1つだと思います。それからもう1つは町民の方々の中で町長がおっしゃっていたような意見をした方もいますし、反対に少人数教育がいいんだと、私は今の教育が悪いと思っていないという町民の方も何人かいらっしゃいました。そういった中で1校に統合すると仮にした場合ですけど、保護者の中には通学の問題であるとか、かなり懸念を持っている保護者の方も多数いらっしゃいます。そういった中でいろいろな慎重な意見の統一といいますが、町民のみなさまにご理解をいただきながら1校に集約するというスパンということはもう1つのテーマという中で5年ということが出てきたのかなと認識しているのですが、これが今お話ししたように町民の方々には理解をしていただいて、そのへんの諸条件も含めて、それなら安心だねと納得していただければ、それを前倒しして進めていくことはわれわれ教育委員としても反対するという人はおそらくないと思います。そういった中で町民の方々にご理解をいただきながら進めていけるということであれば、前倒しということも視野に入れて町民の方に説明していかななくてはいけないと思いますし、また新しい教育の在り方については、また新しい会議を立ち上げて進めていくことも必要なんじゃないかと考えています。

小林委員 今、林職務代理者から話がありましたけども、1つ付け加えるなら将来的に人口が、生徒の数が減っていくということと、もう1つ考えたのは、複式学級になる前に統廃合するという考え方がありました。32名だと小学校全部合わせると389人くらいの数になるんですね。それから何年かすると中学校も含めてもかなり減るんですね。その時点でいずれ中学校も建て替えなく

てはいけない、そういうことも含め今性急にやるよりも、将来的にどっちにしろやらなくてはいけないんだから、とりあえず優先すべきものじゃないかなということで、方向としてはそういう形で決まったわけです。教育委員会としては予算を持っていない。何十億も出してくれるなら良いが、町の財政が50億も切るような状態を考えるなら、やはりある財産を有効的に活用するというのが基本じゃないのかなということで落ち着いたのです。これが1つです。それから町長からお話がありましたけれども、統合を早めることは、私は賛成ですけども、町長の所信表明の中で先月の議会だよりの議員の中から5・5制ということが出てきまして、正直言いまして統廃合と5・5制を同時に町民に理解出来るのかなと感じがしますので、その辺の町長の考えをはっきりしてもらわないと、5・5制を優先するんだということだとこれはなかなかうまく進まないのではないかと。我々は教育委員会で各学校地域を10カ所近く、説明会をしていますけども、5・5制については一切住民に説明していませんし、これをいきなり進めるとなると、かなり問題が出てきますし、そうすると統廃合もちょっと難しい感じがします。

多田委員 町長がおっしゃる5・5制は出来たらすばらしいかなと思います。でも具体的に考えるといろいろな問題が出てくるのかなと、そのためには、いろいろな方面の方に意見を聞いて、それから進めるのが良いかなと思います。小林さんがおっしゃたように今、小中一貫となると、この状況からして大変難しいと思います。5・5制を今の段階で小学校と中学校に分けてということになると、それは果たして一貫教育といえるのか、その効果が出るのかなという懸念を私は持っています。

岩田町長 他にございませんか。

林教育長職務代理者 私としては、所信表明演説はそういうことも含めて検討をという形でお話しされたのかなと。先ほど冒頭の大綱の件でお話がありましたように、まずは、統合を早めるかということも含めて、方向性を見出して、じゃあその中でどういう在り方が良いかということ、今ご提案いただいたようないろいろな議論を深めて活かしていければ、また違った実りあるものが出来ますし、同時に町民の方にも理解が進んでご納得いただける形になるのかなというのが私の意見です。

岩田町長 まあ、議会の答弁ということでもありますけど、いろいろなパターンがあるだろうということでもあります。全国津々浦々の統廃合の関係で見るといろいろな方法があるのではないかなと思います。地方全国何カ所か見てみましたが、小学校が小さな村でも過疎地というか辺境の地でもあるので7つも8つもある小学校を1つにして中には全寮制にしてしまったところもあります。それからいろいろな条件がその地域にあるわけですから、一概にこれだと

ということが出来ないのですが、国の文科省には模索の段階があるんだろうと  
思ってます。指定地域を設けて、その地域の要望を通すために試験ケースとし  
て特区を設けてやらせているケースもあります。ですから先般打ち出した文科  
省は来年の4月までには決めると言っておりました。全国一斉にそういった作  
業に入っているのかなと思います。今、町の現状の話を申し上げますとこうい  
う形までもってきた。あとはこれからどうするかということも含めて将来的な  
問題も含めて会議を設けて、その中できちんと整理をしていく、そういう形に  
していければと思っています。

もう少し詰めた会議をみなさん方で十分協議を諮っていただいで進めていけれ  
ばと思います。いずれにしても教育委員会で方向付けをしていただいで形をつ  
くってきたことは事実であります。やっどこまでできたわけですから、これか  
らの問題はかなり細かい問題に入ってくるだろうと、このように思っておりま  
す。また、その会議を重視しながら町としても対応していきたいと考えており  
ます。私はいつも思っているんですけど、教育行政というのは教育委員会にお  
任せして、あまり深入りをしたり、あまり行政側としての意見を申し上げたり  
は致しませんでした。その中でこれからは、1つだけお願いを申し上げたいの  
は、もう少し意見を交わせるということを頻繁に出来たら良いなという思いが  
いたします。お互い理解しあったり、また議論を交わしながら1つずつ積み上  
げていくことが大事だと思っております。ぜひともよろしくお願いしたいと思  
っております。

それでは、その他ということに移らせていただきたいと思えます。何かあり  
ましたらお願いいたします。

向後委員 教育長不在であるので、早期に決めていただきたい。教育委員会  
の運営上、また、職務代理にかける負担も大きいし教育長をぜひ早急に教育長  
に関しては決めていただきたい。我々教育委員の要望でもあるので1つよろし  
くお願いします。

林教育長職務代理者 今お話がありましたとおり、ここまでは課長さん含め  
て教育委員会の執行部のみなさんにいろいろな形で押していただいで特に滞り  
は無いんじゃないかと思っています。ただ、これから先生方の人事案件とか、  
中のものは校長先生方がもちろんやられていますので心配ないかとは思いま  
すが、逆に外から入ってくる先生方のそういったところは、やはり教育長が不在  
となってきましたとなかなか難しい面が出てくるのではないかという懸念があ  
ります。

岩田町長 ご迷惑をおかけしていると思っております。変則的な中で非常  
によくやっただいでいると思っております。職務代理者含めて本当にありが  
とうございました。教育長の件につきましては、十分検討してまいります。

金島総務課長 事務局からは特にございません。

岩田町長 最後に私からご挨拶申し上げたいと思います。有意義な意見交換となりました。この会議は、数回開催したいと考えます。非常に貴重な時間、また午前早い時間からお集まりいただきありがとうございました。また、町教育行政のためにお互い力を出し合って頑張ってもらいたいとこのように考えております。よろしくお願い申し上げます。これで第1回東庄町総合教育会議を閉会します。大変ご苦勞様でした。